

武蔵野市立武蔵野公会堂の改修等に関する有識者会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵野市立武蔵野公会堂の改修に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（有識者会議の公開）

第2条 会議は原則公開とする。ただし、非公開とする場合は、座長は委員の同意を得て行うものとする。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴の受付は申込順とし、定員は会場の広さ等により会議の運営に支障のない範囲内とする。

（傍聴の手続き）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で、傍聴人受付簿に氏名、住所（町名まで）及び連絡先を記入しなければならない。

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴中、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、発言、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内において飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

（撮影及び録音）

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真等の撮影や録音等を行ってはならない。ただし、会議において特に認められた者は、この限りではない。

（意見の提出）

第7条 傍聴人からの意見は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 傍聴人で意見のある者は、会議の終了後、文書により意見を提出することができる。
- (2) 提出された文書は、次回の会議までに各委員に配布するものとする。

2 傍聴人は、第2条により会議が非公開となる場合には、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人がこの規則に違反したときは、会議の進行を行う者はこれを制止し、

その命令に従わないときは、会議に諮ってこれを退場させることができる。

(議事録)

第10条 会議にかかる資料は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 会議の議事録は要旨とし、その内容を公開する。
- (2) 前号の会議録について、発言者の氏名は原則として非公開とする。

(資料の配布)

第11条 会議の委員に配付された資料は、傍聴者にも原則配布する。ただし、部数に限りのあるもの及び多量のものについては閲覧等によって替えることができる。

(オンライン開催時の特例)

第12条 会議はオンライン会議システム（以下「オンラインシステム」という。）を利用して行うことができる。

- 2 オンラインシステムを活用した会議（以下「オンライン会議」という。）の傍聴は、原則としてオンラインシステムを利用した映像の試聴によるものとする。

(その他)

第13条 本要領に定めのない事項については、座長の発議により会議で決定する。

付 則

この要領は、令和4年6月2日から施行する。